

## 湖西市文化財保護審議会及び新居関所史料館運営委員会の傍聴

湖西市文化財保護審議会及び新居関所史料館運営委員会の傍聴方法及び注意していただきたい点は、次のとおりです。

### ◎ 傍聴の手続き等

- 1 会議を傍聴しようとする方は、受付において先着順に住所及び氏名を記載し、係員の指示に従って所定の場所に着席してください。
- 2 傍聴席が満席になったときは、傍聴者の入場を止め、会議室前にそのことを表示します。

### ◎ 傍聴のできない方

- 1 凶器その他危険なものを持っている方
- 2 酒気を帯びている方
- 3 その他会長が職務執行上支障があると認めた方

### ◎ 傍聴中の注意事項

次の事項を守らない場合や係員の指示に従わないときは、会長は退場させることがあります。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 3 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 そのほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

### ◎ 非公開について

傍聴人は、審議会あるいは委員会が非公開の議決をしたときは、傍聴することができませんので退場していただくこととなります。

### ◎ その他

会議を傍聴される方は、日程等を変更する場合がありますので、事前に電話にて確認をお願いします。